

廃室発第70号

令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

所在地 東京都台東区上野五丁目2番1号

申請者名 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 村松 衛

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書の補正について

令和2年9月18日付け、廃室発第44号をもって申請いたしました東海発電所廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

東海発電所廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を別添のとおり補正する。

以上

別添

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書  
(令和2年9月18日 廃室発第44号) 補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。<u>ただし、東海第二発電所との共用施設は除く。</u>廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m<sup>2</sup>である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1に示す。</p> <p>(以下略)</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲</p> <p>東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋外開閉所等その他の施設である。廃止措置対象施設を表4-3に示す。</p> <p>東海発電所の敷地面積は、約10万m<sup>2</sup>である。東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1に示す。</p> <p>(以下略)</p>	<p>従来添付書類六に記載されていた東海第二発電所との共用施設について、廃止措置対象施設とするため、記載を見直し</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考
表4-3 廃止措置対象施設(1/2)		表4-3 廃止措置対象施設(1/2)		
(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設		(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設		従来添付書類六に記載されていた東海第二発電所との共用施設について、廃止措置対象施設とするため、記載を見直し
建屋名称 <sup>※3</sup>	設備名称 <sup>※3</sup>	建屋名称 <sup>※3</sup>	設備名称 <sup>※3</sup>	
原子炉建屋	<原子炉室>	<原子炉室>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炉内挿入物(制御棒、緊急時停止機構(以下「緊急時停止装置」という。))</li> <li>・原子炉本体(減速材/反射材(以下「黒鉛ブロック」という。), 圧力容器)</li> <li>・冷却用ダクト(以下「ガスダクト」という。)(生体遮へい体の内側)</li> <li>・生体遮蔽装置(以下「生体遮へい体」という。)</li> <li>・燃料取替え装置(以下「燃料取替機」という。)<sup>※1</sup></li> </ul>	
	<原子炉サービス建屋>	<原子炉サービス建屋>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送風機(以下「生体遮へい冷却空気排風機」という。)</li> <li>・ディーゼル発電機(以下「非常用予備発電装置」という。)<sup>※1</sup></li> <li>・可変および一定低周波発生装置(以下「制御棒駆動装置」という。)</li> <li>・中性子測定(以下「核計測装置」という。)</li> <li>・蓄電池(正常時, 非常時)</li> <li>・地震検知装置</li> <li>・排気筒モニタ</li> </ul>	
	<燃料取扱建屋>	<燃料取扱建屋>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損燃料検出器(以下「破損燃料検出装置」という。)<sup>※2</sup></li> <li>・ガス純化設備(以下「冷却材清浄装置」という。)</li> <li>・核計測装置</li> <li>・地震検知装置</li> <li>・黒鉛スリーブ貯蔵庫(以下「黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1]」という。)</li> <li>・固体廃棄物貯蔵庫(以下「固体廃棄物貯蔵庫 [E]」という。)</li> <li>・燃料スワロー貯蔵庫</li> </ul>	
	<熱交換器建屋>	<熱交換器建屋>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱交換器</li> <li>・ガスダクト(生体遮へい体の外側)</li> <li>・ガス循環機(駆動装置及び緊急駆動装置を含む。)(以下「炭酸ガス循環機」という。)</li> <li>・煙突(以下「排気筒」という。)</li> </ul>	
使用済燃料冷却池建屋	使用済燃料冷却池建屋	使用済燃料冷却池建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却池</li> <li>・サイトバンカ(ロ)</li> <li>・燃料スプリッタ貯蔵庫</li> <li>・黒鉛スリーブ貯蔵庫(以下「黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2]」という。)</li> </ul>	
放射性廃液処理設備建屋(以下「放射性廃液処理建屋」という。)	放射性廃液処理設備建屋(以下「放射性廃液処理建屋」という。)	放射性廃液処理設備建屋(以下「放射性廃液処理建屋」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料冷却水処理系</li> <li>・雑廃液処理系</li> <li>・洗濯廃液処理系</li> </ul>	
固化処理建屋	固化処理建屋	固化処理建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸発固化装置</li> </ul>	
サイトバンカ建屋	サイトバンカ建屋	サイトバンカ建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトバンカ(イ)</li> </ul>	
燃料倉庫(以下「燃料貯蔵倉庫」という。)	燃料倉庫(以下「燃料貯蔵倉庫」という。)	燃料倉庫(以下「燃料貯蔵倉庫」という。)	—	
ドラム貯蔵庫	ドラム貯蔵庫	ドラム貯蔵庫	—	
タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液体炭酸ガスタンク(以下「炭酸ガス貯蔵タンク」という。)<sup>※1</sup></li> <li>・蒸発器(以下「炭酸ガス気化器」という。)<sup>※1</sup></li> <li>・蓄電池(正常時)<sup>※1</sup></li> </ul>	
<屋外設備>	<屋外設備>	<屋外設備>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション変圧器<sup>※1</sup></li> <li>・ユニット所内変圧器<sup>※1</sup></li> </ul>	
※1 解体撤去済み ※2 解体撤去中 ※3 建屋名称及び設備名称の< >内の名称は、解体届で用いた名称。 注)東海発電所原子炉設置許可において東海第二発電所との共用施設である下記の施設は、東海発電所廃止措置対象施設から除く。 ・ <u>「雑固体廃棄物焼却設備」, 「固体廃棄物貯蔵庫A, B」, 「雑固体減容処理設備」, 「セメント混練固化装置」, 「モニタリングポスト」</u>		東海第二発電所との共用施設 ・ <u>雑固体廃棄物焼却設備</u> ・ <u>雑固体減容処理設備</u> ・ <u>セメント混練固化装置</u> ・ <u>固体廃棄物貯蔵庫A</u> ・ <u>固体廃棄物貯蔵庫B</u> ・ <u>固体廃棄物作業建屋</u> ・ <u>モニタリングポスト</u> ・ <u>試料放射能測定装置</u> ・ <u>気象観測設備</u>		
※1 解体撤去済み ※2 解体撤去中 ※3 建屋名称及び設備名称の< >内の名称は、解体届で用いた名称。		※1 解体撤去済み ※2 解体撤去中 ※3 建屋名称及び設備名称の< >内の名称は、解体届で用いた名称。		

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。



変更前	変更後	備考
<div data-bbox="163 331 1181 1831" style="border: 2px solid black; height: 714px; width: 343px;"></div> <p data-bbox="1190 768 1222 1465" style="text-align: center;">図4-1 東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p>	<div data-bbox="1418 323 2436 1822" style="border: 2px solid black; height: 714px; width: 343px;"></div> <p data-bbox="2445 768 2478 1465" style="text-align: center;">図4-1 東海発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p>	<p data-bbox="2677 279 2822 894">従来添付書類六に記載されていた東海第二発電所との共用施設について、廃止措置対象施設とするため、記載を見直し</p>

は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。</p> <p>東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。),「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」,「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」(平成13年8月6日一部改訂)に適合するようにする。</p> <p>東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定めて、これに基づき適切な品質マネジメントシステムのもと実施する。</p> <p>廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て(汚染のない建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。)である。解体対象施設を図5-2に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。</p> <p>東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。),「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」,「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」(平成13年8月6日一部改訂)に適合するようにする。</p> <p>東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中において保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定めて、これに基づき適切な品質マネジメントシステムのもと実施する。</p> <p>廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て(東海第二発電所との共用施設、汚染のない建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。)である。解体対象施設を図5-2に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化(本文四との整合を図り、記載を追加)</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>(3) 建屋及び構築物の解体</p> <p>汚染設備の撤去後、建屋に残っている汚染をはつり装置によるはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認した上で全ての管理区域を解除する。</p> <p>汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設は全て（汚染のない建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。）大型ブレーカ等の重機を用いて解体撤去する。なお、廃止措置対象施設解体撤去後の敷地は、隣接の東海第二発電所の周辺監視区域として継続管理する。廃止措置終了後の状態を図5-3に示す。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(3) 建屋及び構築物の解体</p> <p>汚染設備の撤去後、建屋に残っている汚染をはつり装置によるはつり等の方法で除去する。施設内の汚染を除去した後、汚染状況を確認した上で全ての管理区域を解除する。</p> <p>汚染のない建屋も含めて廃止措置対象施設は全て（<u>東海第二発電所との共用施設</u>、汚染のない建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。）大型ブレーカ等の重機を用いて解体撤去する。なお、廃止措置対象施設解体撤去後の敷地は、隣接の東海第二発電所の周辺監視区域として継続管理する。廃止措置終了後の状態を図5-3に示す。</p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化（本文四との整合を図り、記載を追加）</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。



変更前	変更後	備考
<div data-bbox="172 317 1190 1818" style="border: 2px solid black; height: 715px; width: 343px;"></div> <div data-bbox="1196 911 1234 1230" style="text-align: center;">図5-2 解体対象施設図</div>	<div data-bbox="1439 310 2457 1812" style="border: 2px solid black; height: 715px; width: 343px;"></div> <div data-bbox="2457 911 2496 1230" style="text-align: center;">図5-2 解体対象施設図</div>	<p>記載の適正化(図4-1との整合を図り、記載を追加)</p>

は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図5-3 廃止措置終了後の状態</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">図5-3 廃止措置終了後の状態</p>	<p>記載の適正化(図4-1との整合を図り、記載を追加)</p>

は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>六 性能維持施設</p> <p>1 性能維持施設</p> <p><u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、換気設備のフィルタを廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。東海第二発電所との共用施設については、東海第二発電所の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u></p> <p><u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等について、各建屋は当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間、原子炉本体（圧力容器）は原子炉領域安全貯蔵が終了するまでの期間、放射性物質閉じ込めの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>生体遮へい体は、原子炉本体等解体撤去工事が終了するまでの期間、放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>取水路及び放水路について、取水路は希釈取水の機能及び性能を、放水路は希釈放流の機能及び性能を管理区域解除工事が終了するまでの期間、維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 放射性廃棄物処理設備について、使用済燃料冷却水処理系のスラッジ貯蔵タンクは保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間、使用済燃料冷却水処理系のディレイタンク、雑廃液処理系、及び洗濯廃液処理系は原子炉領域解体撤去及び原子</u></p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>1 性能維持施設</p> <p><u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、換気設備のフィルタ、<u>消火設備</u>を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。東海第二発電所との共用施設については、東海第二発電所の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u></p> <p><u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等について、各建屋は当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間、原子炉本体（圧力容器）は原子炉領域安全貯蔵が終了するまでの期間、放射性物質閉じ込めの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u><u>排気筒は、原子炉領域解体撤去が終了するまでの期間、排気経路構成機能及び性能を維持管理する。</u></u></p> <p><u>生体遮へい体は、原子炉本体等解体撤去工事が終了するまでの期間、放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>取水路及び放水路について、取水路は希釈取水の機能及び性能を、放水路は希釈放流の機能及び性能を管理区域解除工事が終了するまでの期間、維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 放射性廃棄物処理設備について、使用済燃料冷却水処理系のスラッジ貯蔵タンクは保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間、使用済燃料冷却水処理系のディレイタンク、雑廃液処理系、及び洗濯廃液処理系は原子炉領域解体撤去及び原子</u></p>	<p>消火設備を性能維持施設として記載</p> <p>排気筒を性能維持施設として記載</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p><u>炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間、放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>放射性液体廃棄物希釈水ポンプは、原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間、希釈放流の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(3) 放射性廃棄物貯蔵設備については、保管している全ての放射性廃棄物の搬出までの期間、汚染拡大防止及び放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(4) 換気設備については、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、放射性物質拡散防止の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(5) 換気設備のフィルタについて、原子炉建屋のフィルタは高性能粒子フィルタ装置の導入までの期間、粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>その他換気設備のフィルタは、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、放射性粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を表6-1及び表6-2に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、表6-1及び表6-2に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>2 性能維持施設の施設管理</u></p> <p><u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</u></p>	<p><u>炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間、放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>放射性液体廃棄物希釈水ポンプは、原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間、希釈放流の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(3) 放射性廃棄物貯蔵設備については、保管している全ての放射性廃棄物の搬出までの期間、汚染拡大防止及び放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(4) 換気設備については、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、放射性物質拡散防止の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(5) 換気設備のフィルタについて、原子炉建屋のフィルタは高性能粒子フィルタ装置の導入までの期間、粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>その他換気設備のフィルタは、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、放射性粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(6) 消火設備について、当該設備が設置されているエリアの解体前までの期間、消火機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を表6-1及び表6-2に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、表6-1及び表6-2に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>2 性能維持施設の施設管理</u></p> <p><u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</u></p>	<p>消火設備を性能維持施設として記載</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考		
表6-1 性能維持施設 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) (1/2)						
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考
建屋・構築物等	1.原子炉建屋	種別 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上9階	放射性物質閉じ込め機能(常温、常圧)	原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	
	2.原子炉本体(圧力容器)	位置 原子炉建屋内 種別 球殻会溶接構造 内径 18,310mm×厚さ 80mm	放射線遮へい機能(常温、常圧)	原子炉領域からの放射性物質の漏えいを防止できること。	原子炉領域安全貯蔵が終了するまで	
	3.生体遮へい体	位置 原子炉建屋内 種別 鉄筋コンクリート壁(上面にはこの他に高圧コンクリート及びほう素鋼板)	放射線遮へい機能(常温、常圧)	原子炉領域からの放射線を遮へいできること。	原子炉本体等解体撤去工事が終了するまで	
	1.使用済燃料冷却水処理系	位置 放射性廃液処理建屋内 容量 約 75m <sup>3</sup> 、約 46m <sup>3</sup> /基(2基)、約 23m <sup>3</sup>	放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能	使用済砂及び樹脂を貯留できること。	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	
	a.スラッジ貯蔵タンク					
	b.デイレイタンク					
	2.雑廃液処理系	位置 放射性廃液処理建屋内 容量 約 68m <sup>3</sup> /基		放射性液体廃棄物を貯留できること。	原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまで	
	a.再生廃液レシーピングタンク					
	b.レシーピングタンク					
	3.洗濯廃液処理系	位置 放射性廃液処理建屋内 容量 約 20m <sup>3</sup> /基		洗濯廃液を貯留できること。	洗濯廃液を貯留できること。	
a.レシーピングタンク						
b.デイレイタンク						
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。						
表6-1 性能維持施設 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) (1/2)						
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考
建屋・構築物等	1.原子炉建屋	種別 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階、地上9階	放射性物質閉じ込め機能(常温、常圧)	原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	
	2.原子炉本体(圧力容器)	位置 原子炉建屋内 種別 球殻会溶接構造 地上高さ 約 53m	排気経路構成機能	原子炉領域からの放射性物質の放出に影響するようない状態であること。	原子炉領域安全貯蔵が終了するまで	
	3.排気筒					
	4.生体遮へい体	位置 原子炉建屋内 種別 鉄筋コンクリート壁(上面にはこの他に高圧コンクリート及びほう素鋼板)	放射線遮へい機能(常温、常圧)	原子炉領域からの放射線を遮へいできること。	原子炉本体等解体撤去工事が終了するまで	
	1.使用済燃料冷却水処理系	位置 放射性廃液処理建屋内 容量 約 75m <sup>3</sup> 、約 46m <sup>3</sup> /基(2基)、約 23m <sup>3</sup>	放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能	使用済砂及び樹脂を貯留できること。	保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	
	a.スラッジ貯蔵タンク					
	b.デイレイタンク					
	2.雑廃液処理系	位置 放射性廃液処理建屋内 容量 約 68m <sup>3</sup> /基		放射性液体廃棄物を貯留できること。	原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまで	
	a.再生廃液レシーピングタンク					
	b.レシーピングタンク					
3.洗濯廃液処理系	位置 放射性廃液処理建屋内 容量 約 20m <sup>3</sup> /基		洗濯廃液を貯留できること。	洗濯廃液を貯留できること。		
a.レシーピングタンク						
b.デイレイタンク						
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。						
「位置、構造及び設備」の記載を見直し						
排気筒を性能維持施設として記載						

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

表6-1 性能維持施設 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) (2/2)

変更前		変更後		備考	
放射線廃棄物貯蔵設備	施設区分	位置、構造及び設備	性能	維持期間	備考
	設備(建屋)名称	維持台数	機能	維持している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	
	1.黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-1)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約600m <sup>3</sup>	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	黒鉛スリープを保管できること。	
	2.黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約500m <sup>3</sup>		黒鉛スリープを保管できること。	
	3.固体廃棄物貯蔵庫 (E)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約30m <sup>3</sup>		黒鉛スリープを保管できること。	
	4.燃料スラワー貯蔵庫	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 容量 約120m <sup>3</sup>		制御棒、チャージユニット等を保管できること。	
	5.サイトバンカ (イ)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 スレート葺平家屋 (建屋) 容量 約60m <sup>3</sup> (A、バンカ)、 約120m <sup>3</sup> (B、バンカ)		固体廃棄物を保管できること。	
	6.燃料スプリッター貯蔵庫 (1)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-1)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 鉄板葺り (建屋) 容量 約200m <sup>3</sup>		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(2)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-2)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 鉄板葺り (建屋) 容量 約200m <sup>3</sup>		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(3)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-3)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 (バンカ)、鉄骨造 鉄板葺り (建屋) 容量 約250m <sup>3</sup>		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	7.ドラム貯蔵庫	型式 鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造) 平家屋 面積 約420m <sup>2</sup>		放射性固体廃棄物を保管できること。	
換気設備	1.原子炉建屋換気設備 (1)生体遮へい冷却空気排風機	位置 原子炉建屋内 型式 強制通風方式 種類 車段差心理誘引通風機	放射性物質拡散防止機能	原子炉建屋内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで
換気設備のファンタ	1.原子炉建屋換気設備 (生体遮へい冷却空気排風機)	位置 原子炉建屋内 種類 強制通風方式	粉じんを除去する機能	原子炉建屋内の粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで 高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまで
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。					
表6-1 性能維持施設 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) (2/2)		変更後		備考	
放射線廃棄物貯蔵設備	施設区分	位置、構造及び設備	性能	維持期間	備考
	設備(建屋)名称	維持台数	機能	維持している全ての放射性廃棄物を搬出するまで	
	1.黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-1)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.3m (貯蔵庫間)、 1.0m (外面)	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	黒鉛スリープを保管できること。	
	2.黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.3m (貯蔵庫間)、 1.5m (外面)		黒鉛スリープを保管できること。	
	3.固体廃棄物貯蔵庫 (E)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.6m		黒鉛スリープを保管できること。	
	4.燃料スラワー貯蔵庫	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.6m		制御棒、チャージユニット等を保管できること。	
	5.サイトバンカ (イ)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.6m		固体廃棄物を保管できること。	
	6.燃料スプリッター貯蔵庫 (1)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-1)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.6m		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(2)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-2)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.6m		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	(3)燃料スプリッター貯蔵庫 (H-3)	型式 密閉型鉄筋コンクリート造 最小壁厚 0.6m		使用済燃料スプリッターを保管できること。	
	7.ドラム貯蔵庫	型式 鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造) 平家屋 面積 約420m <sup>2</sup>		放射性固体廃棄物を保管できること。	
換気設備	1.原子炉建屋換気設備 (1)生体遮へい冷却空気排風機	位置 原子炉建屋内 型式 強制通風方式 種類 車段差心理誘引通風機	放射性物質拡散防止機能	原子炉建屋内を換気できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで 高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまで
換気設備のファンタ	1.原子炉建屋換気設備 (生体遮へい冷却空気排風機)	位置 原子炉建屋内 種類 強制通風方式	粉じんを除去する機能	原子炉建屋内の粉じんを除去できること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで 高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまで
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。					

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

表6-2 性能維持施設 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) (1/4)				変更前	変更後	備考	
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	備考
建屋・構築物等	1.使用済燃料冷却池建屋	種類 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上1階	1式	放射性物質閉じ込め機能(常温、常圧)	使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じんを閉じ込め防止すること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	
	2.放射性廃液処理建屋	種類 鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上1階、地上2階	1式		放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	3.固化処理建屋	種類 鉄筋コンクリート造 地上2階	1式		固化処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	4.サーベイス建屋	種類 鉄筋コンクリート造 地上3階	1式		サーベイス建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	5.ホットワークショップ建屋	種類 鉄骨造 地上1階	1式		ホットワークショップ建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	6.取水路 <sup>※1</sup>	種類 コンクリートカルバート構造 地上1階	1式		希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	
	7.放水路 <sup>※1</sup>	種類 コンクリートカルバート構造 地上1階	1式		希釈放流水が放流できること。		
放射性廃棄物処理設備	1.放射性液体廃棄物希釈設備 a.放射性液体廃棄物希釈水ポンプ	位置 原子炉建屋内 種類 鉄筋コンクリート造鋼板内蔵しゃべりコンクリート	1台	希釈放流機能	放射性液体廃棄物を希釈放流できること。	原子炉炉頭破砕体除去及び原子炉破砕体以外の解体撤去が終了するまで	
放射性廃棄物貯蔵設備	1.貯蔵孔	位置 原子炉建屋内 種類 鉄筋コンクリート造鋼板内蔵しゃべりコンクリート	24個	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	放射性液体廃棄物を希釈放流できること。 制御棒等を保管できること。	原子炉炉頭破砕体除去及び原子炉破砕体以外の解体撤去が終了するまで	
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※1: 東海第二発電所の建設浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。							
表6-2 性能維持施設 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) (1/5)				変更前	変更後	備考	
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	備考
建屋・構築物等	1.使用済燃料冷却池建屋	種類 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上1階	1式	放射性物質閉じ込め機能(常温、常圧)	使用済燃料冷却池建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。	当該建屋の内包する汚染を除去するまで	
	2.放射性廃液処理建屋	種類 鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地上1階、地上2階	1式		放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	3.固化処理建屋	種類 鉄筋コンクリート造 地上2階	1式		固化処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	4.サーベイス建屋	種類 鉄筋コンクリート造 地上2階	1式		サーベイス建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	5.ホットワークショップ建屋	種類 鉄筋コンクリート造 地上3階	1式		ホットワークショップ建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止すること。		
	6.取水路 <sup>※1</sup>	種類 コンクリートカルバート構造 地上1階	1式		希釈水が取水できること。	管理区域解除工事が終了するまで	
	7.放水路 <sup>※1</sup>	種類 コンクリートカルバート構造 地上1階	1式		希釈放流水が放流できること。		
放射性廃棄物処理設備	1.放射性液体廃棄物希釈設備 a.放射性液体廃棄物希釈水ポンプ	位置 原子炉建屋内 種類 鉄筋コンクリート造鋼板内蔵しゃべりコンクリート	1台	希釈放流機能	放射性液体廃棄物を希釈放流できること。 制御棒等を保管できること。	原子炉炉頭破砕体除去及び原子炉破砕体以外の解体撤去が終了するまで	
放射性廃棄物貯蔵設備	1.貯蔵孔	位置 原子炉建屋内 種類 鉄筋コンクリート造鋼板内蔵しゃべりコンクリート	24個	汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能	放射性液体廃棄物を希釈放流できること。 制御棒等を保管できること。	原子炉炉頭破砕体除去及び原子炉破砕体以外の解体撤去が終了するまで	
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※1: 東海第二発電所の建設浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。							

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前		変更後		備考				
施設区分 換気設備	位置、構造及び設備 維持台数	位置 (建屋) 名称 1. 使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1) 主冷却池換気設備排風機 2. フラスコ装荷室換気設備 a. フラスコ装荷室換気設備排風機 b. フラスコ装荷室換気設備送風機 3. 放射性廃液処理建屋換気設備 (1) 放射性廃液処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4) (2) 固化処理建屋換気設備 (1) 固化処理建屋排風機 (2) 固化処理建屋送風機 4. 黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1) 黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2) 及び燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-3) 換気設備排風機 (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2) 換気設備排風機 5. サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備 (1) サイトバンカ (イ) 排風機	維持台数 1台 1台 1台 3台 2台 1台 3台 2台 1台	機能 放射性物質拡散防止機能	性能 使用済燃料冷却池建屋内を換気できること。 フラスコ装荷室内を換気できること。 フラスコ装荷室内に空気を送風できること。 放射性廃液処理建屋内を換気できること。 固化処理建屋内を換気できること。 固化処理建屋内に空気を送風できること。 貯蔵庫内を換気できること。 バンカ内を換気できること。	維持期間 当該設備が設置されている建屋内の汚染 (当該設備に係る汚染は除く) を除去するまで	備考	
	注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。							
	施設区分 換気設備	位置、構造及び設備 維持台数	位置 (建屋) 名称 1. 使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1) 主冷却池換気設備排風機 2. フラスコ装荷室換気設備 a. フラスコ装荷室換気設備排風機 b. フラスコ装荷室換気設備送風機 3. 放射性廃液処理建屋換気設備 (1) 放射性廃液処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4) (2) 固化処理建屋換気設備 (1) 固化処理建屋排風機 (2) 固化処理建屋送風機 4. 黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1) 黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2) 及び燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-3) 換気設備排風機 (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2) 換気設備排風機 5. サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備 (1) サイトバンカ (イ) 排風機	維持台数 1台 1台 1台 3台 2台 1台 3台 2台 1台	機能 放射性物質拡散防止機能	性能 使用済燃料冷却池建屋内を換気できること。 フラスコ装荷室内を換気できること。 フラスコ装荷室内に空気を送風できること。 放射性廃液処理建屋内を換気できること。 固化処理建屋内を換気できること。 固化処理建屋内に空気を送風できること。 貯蔵庫内を換気できること。 バンカ内を換気できること。	維持期間 当該設備が設置されている建屋内の汚染 (当該設備に係る汚染は除く) を除去するまで	備考 「位置、構造及び設備」の記載を見直し
		注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。						

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。





表6-2 性能維持施設 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) (4/4)				変更前	変更後	備考
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考
換気設備のフィルタ	1.使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1)主冷却池換気設備	1個	放射能除去する機能	使用済燃料冷却池建屋内の放射能除去を除去すること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで	
	(2)フラスコ装荷室換気設備	1個		フラスコ装荷室内の放射能除去を除去すること。		
	2.放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-F-3, F-4)	3個		放射性廃液処理建屋内の放射能除去を除去すること。		
	3.固化処理建屋換気設備	2個		固化処理建屋内の放射能除去を除去すること。		
	4.黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1)黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2) 換気設備	2個		貯蔵庫内の放射能除去を除去すること。		
	(2)燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2, 3) 換気設備	3個		貯蔵庫内の放射能除去を除去すること。		
	5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備	1個		バンカ内の放射能除去を除去すること。		
	6.放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備	1個		通路内の放射能除去を除去すること。		
	7.放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備	1個		通路内の放射能除去を除去すること。		
	8.放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備	1個		通路内の放射能除去を除去すること。		
9.ホットワークショップ建屋換気設備	1個		建屋内の放射能除去を除去すること。			
10.サービシブ建屋2階換気設備	2個		ホット系、乾燥機系の放射能除去を除去すること。			
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。						
表6-2 性能維持施設 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) (4/5)				変更前	変更後	備考
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	備考
換気設備のフィルタ	1.使用済燃料冷却池建屋換気設備 (1)主冷却池換気設備	1個	放射能除去する機能	使用済燃料冷却池建屋内の放射能除去を除去すること。	当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで	
	(2)フラスコ装荷室換気設備	1個		フラスコ装荷室内の放射能除去を除去すること。		
	2.放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-F-3, F-4)	3個		放射性廃液処理建屋内の放射能除去を除去すること。		
	3.固化処理建屋換気設備	2個		固化処理建屋内の放射能除去を除去すること。		
	4.黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備 (1)黒鉛スリープ貯蔵庫 (C-2) 換気設備	2個		貯蔵庫内の放射能除去を除去すること。		
	(2)燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2, 3) 換気設備	3個		貯蔵庫内の放射能除去を除去すること。		
	5.サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備	1個		バンカ内の放射能除去を除去すること。		
	6.放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備	1個		通路内の放射能除去を除去すること。		
	7.放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備	1個		通路内の放射能除去を除去すること。		
	8.放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備	1個		通路内の放射能除去を除去すること。		
9.ホットワークショップ建屋換気設備	1個		建屋内の放射能除去を除去すること。			
10.サービシブ建屋2階換気設備	2個		ホット系、乾燥機系の放射能除去を除去すること。			
注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。						

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考																							
	<p style="text-align: center;"><u>表6-2 性能維持施設 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) (5/5)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 283 1498 304">施設区分</th> <th data-bbox="1469 304 1498 325">設備(建屋)名称</th> <th data-bbox="1469 325 1498 346">位置、構造及び設備</th> <th data-bbox="1469 346 1498 367">維持台数</th> <th data-bbox="1469 367 1498 388">機能</th> <th data-bbox="1469 388 1498 409">性能</th> <th data-bbox="1469 409 1498 430">維持期間</th> <th data-bbox="1469 430 1498 451">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 283 1528 304" rowspan="2">消火設備</td> <td data-bbox="1498 304 1528 325">1.消火栓</td> <td data-bbox="1498 325 1528 346">地上式消火栓若しくはホース巻掛型消火栓</td> <td data-bbox="1498 346 1528 367">一式</td> <td data-bbox="1498 367 1528 388">消火機能</td> <td data-bbox="1498 388 1528 409">消火設備が使用できる状態であること。</td> <td data-bbox="1498 409 1528 430">当該設備が設置されているエリアの解体前まで</td> <td data-bbox="1498 430 1528 451"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 304 1558 325">2.消火器</td> <td data-bbox="1528 325 1558 346">粉末消火器、強化液消火器、二酸化炭素消火器</td> <td data-bbox="1528 346 1558 367">一式</td> <td data-bbox="1528 367 1558 388"></td> <td data-bbox="1528 388 1558 409"></td> <td data-bbox="1528 409 1558 430"></td> <td data-bbox="1528 430 1558 451"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	備考	消火設備	1.消火栓	地上式消火栓若しくはホース巻掛型消火栓	一式	消火機能	消火設備が使用できる状態であること。	当該設備が設置されているエリアの解体前まで		2.消火器	粉末消火器、強化液消火器、二酸化炭素消火器	一式					<p>消火設備を性能維持施設として記載</p>
施設区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	備考																		
消火設備	1.消火栓	地上式消火栓若しくはホース巻掛型消火栓	一式	消火機能	消火設備が使用できる状態であること。	当該設備が設置されているエリアの解体前まで																			
	2.消火器	粉末消火器、強化液消火器、二酸化炭素消火器	一式																						

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="142 289 1285 325">添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p> <div data-bbox="142 336 1163 1837" style="border: 1px solid black; height: 715px; width: 344px;"></div> <p data-bbox="1172 609 1210 1596" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">図2-1-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p data-bbox="1389 289 2531 325">添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p> <div data-bbox="1389 336 2410 1837" style="border: 1px solid black; height: 715px; width: 344px;"></div> <p data-bbox="2418 609 2457 1596" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">図2-1-1-1 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p data-bbox="2647 279 2819 493">記載の適正化(図4-1との整合を図り,記載を追加)</p>

は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>1 <u>維持管理に関する内容</u></p> <p><u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について以下に示す。</u></p> <p>2 <u>廃止措置期間中に維持管理すべき施設</u></p> <p><u>性能維持施設は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p>3 <u>性能維持施設の機能及びその性能</u></p> <p>(1) <u>建屋・構築物等</u></p> <p><u>廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、「放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）」を有する設備を維持管理する。</u></p> <p><u>また、廃止措置では、放射線作業従事者の受ける被ばくを低くするため「放射線遮へい機能（常温，常圧）」を、周辺公衆の受ける被ばくを低くするため「希釈取水機能」、「希釈放流機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</u></p>	<p>添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>1 <u>維持管理に関する内容</u></p> <p><u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について以下に示す。</u></p> <p>2 <u>廃止措置期間中に維持管理すべき施設</u></p> <p><u>性能維持施設は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p>3 <u>性能維持施設の機能及びその性能</u></p> <p>(1) <u>建屋・構築物等</u></p> <p><u>廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、「放射性物質閉じ込め機能（常温，常圧）」を有する設備を維持管理する。</u></p> <p><u>また、廃止措置では、<u>放射性気体廃棄物を適切に放出するための「排気経路構成機能」</u>、放射線作業従事者の受ける被ばくを低くするための「放射線遮へい機能（常温，常圧）」、周辺公衆の受ける被ばくを低くするための「希釈取水機能」、「希釈放流機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</u></p>	<p>排気筒を性能維持施設として記載</p> <p>記載の適正化</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線，二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考																		
<p align="center"><u>(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</u></p> <table border="1" data-bbox="246 338 1270 680"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性物質閉じ込め機能</u> <u>(常温, 常圧)</u></td> <td><u>原子炉建屋</u> <u>原子炉本体 (圧力容器)</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</u></td> <td><u>生体遮へい体</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>建屋・構築物等 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) の性能は、 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋は、<u>原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</u></li> <li>原子炉本体 (圧力容器) は、<u>圧力容器内の放射性物質の漏えいを防止できること。</u></li> <li>生体遮へい体は、<u>原子炉領域からの放射線を遮へいできること。</u></li> </ul> <p>(以下略)</p>	機能	性能維持施設	<u>放射性物質閉じ込め機能</u> <u>(常温, 常圧)</u>	<u>原子炉建屋</u> <u>原子炉本体 (圧力容器)</u>	<u>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</u>	<u>生体遮へい体</u>	<p align="center"><u>(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)</u></p> <table border="1" data-bbox="1492 338 2516 747"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性物質閉じ込め機能</u> <u>(常温, 常圧)</u></td> <td><u>原子炉建屋</u> <u>原子炉本体 (圧力容器)</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気経路構成機能</u></td> <td><u>排気筒</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</u></td> <td><u>生体遮へい体</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>建屋・構築物等 (原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設) の性能は、 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋は、<u>原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。</u></li> <li>原子炉本体 (圧力容器) は、<u>圧力容器内の放射性物質の漏えいを防止できること。</u></li> <li><u>排気筒は、放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></li> <li>生体遮へい体は、<u>原子炉領域からの放射線を遮へいできること。</u></li> </ul> <p>(中略)</p> <p><u>(6) 消火設備</u></p> <p><u>廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから、消火を行うために必要な「消火機能」を有する消火設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <p align="center"><u>(廃止措置を実施するために必要な主要施設)</u></p> <table border="1" data-bbox="1492 1623 2516 1829"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>消火機能</u></td> <td><u>消火栓</u> <u>消火器</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	<u>放射性物質閉じ込め機能</u> <u>(常温, 常圧)</u>	<u>原子炉建屋</u> <u>原子炉本体 (圧力容器)</u>	<u>排気経路構成機能</u>	<u>排気筒</u>	<u>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</u>	<u>生体遮へい体</u>	機能	性能維持施設	<u>消火機能</u>	<u>消火栓</u> <u>消火器</u>	<p>排気筒を性能維持施設として記載</p>
機能	性能維持施設																			
<u>放射性物質閉じ込め機能</u> <u>(常温, 常圧)</u>	<u>原子炉建屋</u> <u>原子炉本体 (圧力容器)</u>																			
<u>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</u>	<u>生体遮へい体</u>																			
機能	性能維持施設																			
<u>放射性物質閉じ込め機能</u> <u>(常温, 常圧)</u>	<u>原子炉建屋</u> <u>原子炉本体 (圧力容器)</u>																			
<u>排気経路構成機能</u>	<u>排気筒</u>																			
<u>放射線遮へい機能 (常温, 常圧)</u>	<u>生体遮へい体</u>																			
機能	性能維持施設																			
<u>消火機能</u>	<u>消火栓</u> <u>消火器</u>																			
	<p>排気筒を性能維持施設として記載</p> <p>消火設備を性能維持施設として記載</p>	<p>排気筒を性能維持施設として記載</p> <p>消火設備を性能維持施設として記載</p>																		

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>4 性能維持施設の維持期間</p> <p>(1) 建屋・構築物等</p> <p>各建屋の「放射性物質閉じ込め機能(常温, 常圧)」及び性能は, 当該建屋の内包する汚染を除去するまで維持管理する。</p> <p>原子炉本体(压力容器)の「放射性物質閉じ込め機能(常温, 常圧)」及び性能は, 原子炉領域安全貯蔵が終了するまで維持管理する。</p> <p>生体遮へい体の「放射線遮へい機能(常温, 常圧)」及び性能は, 原子炉本体等解体撤去工事が終了するまで維持管理する。</p> <p>取水路の「希釈取水機能」及び性能, 放水路の「希釈放流機能」及び性能は, 管理区域解除工事が終了するまで維持管理する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>消火設備(廃止措置を実施するために必要な主要施設)の性能は, 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火設備が使用できる状態であること。</li> </ul> <p>4 性能維持施設の維持期間</p> <p>(1) 建屋・構築物等</p> <p>各建屋の「放射性物質閉じ込め機能(常温, 常圧)」及び性能は, 当該建屋の内包する汚染を除去するまで維持管理する。</p> <p>原子炉本体(压力容器)の「放射性物質閉じ込め機能(常温, 常圧)」及び性能は, 原子炉領域安全貯蔵が終了するまで維持管理する。</p> <p>排気筒の「排気経路構成機能」及び性能は, 原子炉領域解体撤去が終了するまで維持管理する。</p> <p>生体遮へい体の「放射線遮へい機能(常温, 常圧)」及び性能は, 原子炉本体等解体撤去工事が終了するまで維持管理する。</p> <p>取水路の「希釈取水機能」及び性能, 放水路の「希釈放流機能」及び性能は, 管理区域解除工事が終了するまで維持管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 消火設備</p> <p>消火設備の「消火機能」及び性能は, 当該設備が設置されているエリアの解体前まで維持管理する。</p>	<p>消火設備を性能維持施設として記載</p> <p>排気筒を性能維持施設として記載</p> <p>消火設備を性能維持施設として記載</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり, 下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線, 二重線枠及び下線は変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p><u>(中略)</u></p> <p><u>3 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p><u>(中略)</u></p> <p><u>3 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>記載の適正化</p>

注) 二重下線及び二重線枠は補正箇所を示すものであり、下線は廃止措置計画変更認可申請時の変更箇所を示すものである。  
二重下線、二重線枠及び下線は変更内容に含まない。